

内容質問回答書

No. 4 - 1

件名	山口市上下水道局朝田浄水場で使用する高圧電力の供給		
工事場所 履行場所 納品場所	朝田浄水場（山口市朝田地内）		
入札（開札）年月日	令和7年12月11日		
質 問 事 項		質問受理日	令和7年12月3日
1 落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。			
2 仮に弊社が落札した場合、契約書(案)の内容について落札後に協議いただくことは可能ですか。			
3 入札参加資格の確認方法欄に、入札参加資格確認申請書の提出は不要とあります。確認のために必要な提出書類等の提出はないという認識でよろしいですか。			
4 入札金額の積算については、指定の積算内訳書を使用し積算いたしますが、仮に弊社が落札した場合には、弊社の契約約款に沿って料金を算定いたしますが、ご了承いただけますか。			
5 仕様書 9（1 3）に、請求について記載がございますが、請求方法、内訳書の記載項目等、請求時の取り決めについては、落札後、協議いただくことは可能ですか。			
回 答 事 項		回 答 日	令和7年12月5日
1 御認識のとおりです。			
2 質問・回答その 2 N o . 2 - 3 の 1 4 を参照			
3 競争入札参加資格の登録状況は、あらかじめ届出されている山口市競争入札参加資格者名簿で確認します。入札参加資格確認書類の提出は不要です。			
4 入札金額の積算については、指定の「積算内訳書」を使用し、端数処理もそのとおりとしてください。ただし、「積算内訳書の作成における注意事項」（5）のとおり、請求時の端数処理を指定するものではありませんので、請求時の端数処理については落札者の算定方法によるものとします。			
5 請求方法、内訳書の記載項目等、請求時の取り決めについては、落札後、協議することは可能です。			
回 答 担 当 所 属	所 属 名	水道施設課	
	電 話 番 号	0 8 3 - 9 2 2 - 0 3 1 1	

内容質問回答書

No. 4 - 2

件名	山口市上下水道局朝田浄水場で使用する高圧電力の供給		
工事場所 履行場所 納品場所	朝田浄水場（山口市朝田地内）		
入札（開札）年月日	令和7年12月11日		
質 問 事 項		質問受理日	令和7年12月3日
6 契約書に以下の文言を追加させていただきますか。 乙（供給者）は、この契約の締結後、乙の定める電気契約約款に変更がある場合、乙は甲（入札実施機関）へ通知のうえ、変更後の電気契約約款に基づき、契約金額を変更することができる。 7 燃料費調整額について、「当該地域を所管する旧一般電気事業者が採用する燃料費等調整単価を用いて算出するものとする。」とありますが、各社が独自に定める燃料費等調整額（燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む）による契約は不可との認識で相違ないでしょうか。 8 各社が独自に定める燃料費等調整額（燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む）による契約が可能な場合、本入札では燃料費等調整額を含めない料金で落札者が決定されるため、実際の燃料費等調整額を含めた請求額では必ずしも落札者が最安とならないケースが考えられます。 落札者の決定にあたっては、例えば各社の至近の燃料費等調整額の実績を参照する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮いただけますでしょうか。			
回 答 事 項		回 答 日	令和7年12月5日
6 契約書の内容については落札後に協議して定めます。契約金額の変更については「契約書（案）」第2条第2項のとおり、発注者と受注者との協議によります。 7 燃料費等調整額については「仕様書」9（6）のとおりとし、各社が独自に定める燃料費等調整額（燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む）による契約はできません。 8 回答7のとおり、各社が独自に定める燃料費等調整額（燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む）による契約はできません。			
回答担当所属	所 属 名	水道施設課	
	電 話 番 号	0 8 3 — 9 2 2 — 0 3 1 1	